

スタートアップ総合支援プログラム  
(SBIR 支援)

令和3年度 公募要領

公募期間

令和3年8月31日 ～ 令和3年9月30日

生物系特定産業技術研究支援センター



## <目次>

<b>1</b>	<b>スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）について</b>	<b>4</b>
	（1）背景と目的	4
	（2）中小企業技術革新制度（SBIR 制度）	4
	（3）本プログラムの概要	5
	（4）シームレスによるフェーズの移行	6
<b>2</b>	<b>公募内容</b>	<b>8</b>
	（1）研究開発テーマ	8
	（2）各フェーズの詳細	10
<b>3</b>	<b>応募要件等</b>	<b>18</b>
	（1）応募者の要件	18
	（2）複数の研究機関で応募する場合の要件	20
	（3）研究管理運営機関を設置できる要件	21
<b>4</b>	<b>応募手続き</b>	<b>22</b>
	（1）応募方法	22
	（2）受付期間	22
	（3）応募書類	23
	（4）応募手続きに関する注意事項	23
<b>5</b>	<b>応募に当たっての注意事項</b>	<b>23</b>
	（1）不合理な重複及び過度の集中の排除	23
	（2）研究倫理に関する対応	25
	（3）個人情報の取扱い	25
	（4）農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出	25
<b>6</b>	<b>審査及び採択課題の決定</b>	<b>26</b>
	（1）審査の方法	26
	（2）審査の観点	26
	（3）加点要素（フェーズ0のみ）	27
	（4）採択課題の通知・公表	27
	（5）審査等に関する留意事項	27
	（6）公募から委託契約までの流れ（予定）	27
<b>7</b>	<b>委託契約の締結</b>	<b>28</b>
	（1）委託契約の締結	28
	（2）委託期間	28
	（3）翌年度以降の取扱い	28
<b>8</b>	<b>委託契約上支払対象となる経費</b>	<b>28</b>
	（1）直接経費	28
	（2）間接経費	29
	（3）一般管理費（研究管理運営機関に限る）	29
<b>9</b>	<b>研究成果の評価等</b>	<b>30</b>
	（1）研究成果報告書	30
	（2）研究成果の評価等	30
	（3）本プログラム終了後における報告への協力	30
	（4）追跡調査	30
<b>10</b>	<b>研究成果の取扱い</b>	<b>31</b>
	（1）研究成果の発表等	31
	（2）知的財産マネジメント	31
	（3）研究成果に係る知的財産権の取扱い	32
	（4）知的財産権以外の研究成果の取扱い	32
	（5）研究成果の管理	32
	（6）研究成果に係る秘密の保持	33
	（7）農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い	33

<b>1 1</b>	<b>本プログラムの運営管理体制</b> .....	<b>33</b>
	(1) プログラムディレクター (PD) .....	33
	(2) プログラムマネージャー (PM) .....	34
	(3) 評議委員会 .....	34
	(4) 運営管理委員会 .....	34
<b>1 2</b>	<b>研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等</b> .....	<b>34</b>
	(1) 研究費の不正使用等への対応について .....	34
	(2) 不正使用等が行われた場合の措置 .....	34
	(3) 虚偽の申請に対する対応 .....	35
	(4) 研究活動における不正行為への対応について .....	36
	(5) 不正行為が行われた場合の措置 .....	36
	(6) 指名停止を受けた場合の取扱い .....	37
	(7) 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止のための取組について .....	37
<b>1 3</b>	<b>情報管理の適正化</b> .....	<b>37</b>
	(1) 本プログラムの実施体制 .....	37
	(2) 情報保全 .....	38
	(3) 応募者に要求される事項 .....	38
<b>1 4</b>	<b>委託業務の実施に当たっての留意事項</b> .....	<b>38</b>
	(1) 購入機器等の帰属及び管理 .....	38
	(2) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処) .....	39
	(3) 動物実験等に関する対応 .....	40
	(4) 海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応 .....	40
	(5) 農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて .....	40
	(6) データマネジメントに関する対応 .....	41
	(7) 若手研究者の自発的な研究活動の支援 .....	41
	(8) エフォート管理の統一 .....	41
	(9) 複数の研究費制度による共用設備の購入 (合算使用) .....	42
	(10) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等 (P I) の人件費の支出 .....	42
	(11) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し (パイアウト制度の導入) .....	43
	(12) 競争的研究費における R A 経費等の適正な支出の促進について .....	43
<b>1 5</b>	<b>その他の留意事項</b> .....	<b>43</b>
	(1) 利益相反・責務相反に関する規定の整備 .....	43
	(2) 「国民との科学・技術対話」の推進 .....	44
<b>1 6</b>	<b>問合せ先</b> .....	<b>44</b>

別紙 1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募手続きについて

別紙 2 提案書様式

別紙 3 契約等の手続きについて

別紙 4 府省共通経費取扱区分表

別紙 5 研究費の適切な使用に向けた決意表明

別紙 6 調達における情報セキュリティ基準

別紙 7 調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項

別紙 8 契約ガイドラインチェックリスト

別紙 9 データマネジメント方針

## 1 スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）について

### （1）背景と目的

我が国の農林水産業・食品産業は、国民生活に必要な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有しています。近年、地域の多彩な食文化を支える高品質な農産物・食品、農村固有の美しい景観・豊かな伝統文化などが我が国の魅力の一つとして国内外での評価を高めており、これらは先人の努力で培われた有形無形の国民的な財産です。また、農業・食料関連産業の国内総生産は全経済活動の1割に相当し、我が国経済の中で重要な地位を占めています。

加えて、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組が国際的に広がるなか、自然資本や環境に立脚している農林水産業・食品産業を持続的に発展させていくためには、SDGsの達成に率先して貢献しつつ、消費者の行動や他分野からの投資を主導することで、新たな成長につながる可能性があります。

他方で、農業・農村は、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も、農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が懸念されるばかりではなく、国土の均衡ある発展の上からも問題があります。加えて、近年の大規模災害、野生鳥獣害、家畜疾病等の被害が、我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による経済活動への影響が懸念されています。

これらの課題の解決に向けて、また、我が国の農林水産業・食品産業の競争力を強化し飛躍的に成長させていくためには、従来の常識を覆す革新的技術・商品・サービスを生み出す研究開発と、その開発技術を産業や社会に普及することが必要不可欠となっています。とくに、革新的な開発技術を元に新たなビジネス創出に挑戦し、大きな成長を目指すことで政策課題や社会的課題の解決を図るスタートアップをはじめとする中小企業者等（以下「スタートアップ等」という。）には大きな期待が寄せられています。

このような背景を踏まえ、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）は、中小企業技術革新制度（SBIR 制度）における指定補助金等の研究委託事業として、スタートアップ等による研究開発から事業化までの取組みに切れ目ない支援を行うスタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）（以下「本プログラム」という。）を実施します。本プログラムでは、農林水産業・食品産業の政策的な課題の解決を図る新たなビジネス創出を推進することを目的として、研究課題に対して的確な事業化支援を行うこととし、公募により研究業務を委託します。

### （2）中小企業技術革新制度（SBIR 制度）

今日、社会課題が多様化する中で、その解決に向けてオープンイノベーションが不可欠になっています。その際、機動性をもって新しい分野に挑戦するスタートアップ等は、研究開発の成果の実用化によるイノベーション創出の一翼を担うことになっています。

中小企業技術革新制度（SBIR 制度）は、スタートアップ等による研究開発を促進し、

その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

日本版 SBIR 制度は、令和 3 年度から、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「活性化法」という。）へ移管され、省庁横断の取組に強化するとともに、制度目的を「中小企業支援」から「イノベーション創出」となりました。制度の主なポイントは、国の機関から研究開発型スタートアップ等への補助金や委託費の支出機会を増やす仕組みを作ること（支出目標の設定）とそれら補助金や委託費の効果を高めるため、公募や執行に関する統一的なルールを設定するとともに、研究開発成果の社会実装に向けて随意契約制度の活用など事業活動支援等を実施し、初期段階の技術シーズから事業化までを一貫して支援することとなっています。

このうち、指定補助金等（活性化法第 2 条第 16 項に規定する「指定補助金等」をいう。）に関しては、指定補助金等の交付等に関する指針（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、以下のように、公募・執行に関する統一的な運用と社会実装の促進がなされることとされています。

- ① 各府省等が社会ニーズ・政策課題に基づく研究開発課題をスタートアップ等に適した形で設定。
- ② 実現可能性調査（FS : Feasibility study）段階から、幅広く支援を開始し、ステージゲート方式を通して、事業化・成長可能性の高い研究開発シーズを選抜し、連続的に支援を実施。
- ③ プログラムマネージャーによる運営管理、調達・民生利用への繋ぎ等の支援。
- ④ スタートアップ等に適した運用、審査基準、体制の標準化などを検討。

（参考）SBIR 制度に関する情報は以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://sbir.smrj.go.jp/index.html>

なお、本プログラムは、指定補助金等の対象事業として、上記の統一的な運用を踏まえて実施します。

### （3）本プログラムの概要

本プログラムでは、研究開発の成果を用いて農林水産業・食品産業の支援につながる新たなビジネス創出を支援するため、創発的研究として事業化が有望な技術シーズの創出に取り組む発想段階（フェーズ 0）と、事業化支援段階として、研究開発の内容について科学的な実現可能性や技術的又は商業的な潜在性を判断するために概念実証（PoC : Proof of Concept）や実現可能性調査（FS : Feasibility Study）を通じて有望な事業モデルの構築に取り組む構想段階（フェーズ 1）、フェーズ 1 の成果等を踏まえて研究開発を行い事業化に向けた体制や事業計画策定等に取り組む実用化段階（フェーズ 2）、さらに研究開発を進展させ事業化に向けた準備に取り組む事業化段階（フェーズ 3）を設定し、スタートアップ等が取り組む研究開発を支援するとともに、プログラムマネージャーが中心となって伴走支援等各種のサポートを行うことにより、事業化の促進を図ります。

本プログラムの概要は次頁のとおりです。各フェーズの取組事業内容や応募要件の詳細

細については、2（2）をご参照ください。

なお、本プログラムは、自然科学系の研究・技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような研究課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・社会科学系研究を主として行う研究課題
- ・農林水産業・食品産業の発展に寄与しない研究課題
- ・起業化や事業化を目的としない研究課題 等

#### **（４）シームレスによるフェーズの移行**

本プログラムでは、実施した研究課題について、フェーズ毎に設定された達成目標をクリアし、かつその成果が優れているもののうち、将来的な事業化が特に有望と見込まれる場合は、上位のフェーズへ公募を介さずに移行できるシームレスの仕組みを導入します。

# スタートアップ総合支援プログラム（SBIR支援）の概要



研究開発テーマ	農林水産業・食品産業の課題解決に資する研究開発テーマを設定			
対象	スタートアップ等の中小企業者、事業化を目指す研究者等	スタートアップ等中小企業者 (VC等からの出資要件有)		
期間	2年以内	1年以内	2年以内	1年以内
研究委託費	1,000万円/年以内	1,000万円/年以内	1,000万円/年以内	VC等からの出資額と同額以内 (上限3,000万円/年)
研究（取組み）内容	事業化に有望な技術シーズの創出	PoCやF/Sを通じた課題の明確化と改善	PoCやF/Sを踏まえた事業化に向けた改良	事業のスケールアップに向けた技術改良
目標	技術シーズの創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業化見込み</li> <li>有望な事業モデル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人化</li> <li>事業計画</li> <li>VC等からの出資調達</li> </ul>	事業の開始/拡大

**経験豊富なプログラムマネージャー（PM）が課題に応じて事業化をサポート**

伴走支援

メンタリング    セミナー    企業マッチング    資金調達マッチング    展示会出展

メンタリングにおける支援例（想定）

- 技術改良の助言
- 事業化を意識した技術的な助言
- 知財戦略の助言 等

- 技術改良の助言
- PoC、F/S、市場調査、マーケティング調査の支援
- 事業モデル構築支援 等

- 技術改良の助言
- 経営人材マッチング
- 知財調査、資金調達の支援
- 事業計画策定支援 等

- 技術改良の助言
- 設備投資、市場開拓など
- 事業開始準備の助言 等

## 2 公募内容

本公募では、農林水産業・食品産業分野における政策課題等の諸課題の解決に資する研究開発テーマを設定し、これらテーマに合致する研究課題の提案を募集します。

応募者は、提案する研究課題がいずれの研究開発テーマに該当するのかを確認した上で、現時点における研究開発技術の状況及び事業化に向けた状況を踏まえ、フェーズ0から3までのうちいずれかのフェーズに応募してください。

応募に当たっては、その研究課題が政策課題や社会ニーズの解決にどのように資するか、そしてそれに至るロードマップも示していただきます。

### (1) 研究開発テーマ

本公募の対象とする研究課題は、以下の研究開発テーマに合致するものとします。

#### 研究開発テーマ1

分野	資源・素材
テーマ	地域・未利用資源やバイオテクノロジー（オミクス解析、ゲノム解析・編集）等を活用した新規タンパク源、育種素材、飼料、資材、燃料等、持続可能な資源の開発
概要	世界人口の増加を背景に、農林水産業・食品産業における現在の生産体系では、将来資源の枯渇が懸念される。そこで、本プログラムを通して食料増産に資するフードテックや化石燃料等に依存しない持続可能な資材、燃料の開発・利用技術等の開発を促進し、農林水産業・食品産業のエコシステムを支える基盤の強化を目指す。
求める技術のシーズ例	代替タンパク質、高速選抜育種技術、温暖化対応育種（肥料や農薬の要らない品種、暑熱対応畜産水産育種等）、たい肥等の利用促進による耕畜連携、循環型畜産・水産飼料、石油燃料の代替素材・技術、農薬・化学農薬減に貢献する資材、微生物の利活用、低温域の熱利活用、耕作放棄地バイオマス利活用等

#### 研究開発テーマ2

分野	生産
テーマ	AI、ロボット、センシング、デジタル等を活用した、生産性、レジリエンス、安全性の高い持続可能な農林水産生産の実現に寄与する技術の開発
概要	農林水産業・食品産業は、高齢化や担い手不足、温暖化等の気候変動等、深刻な課題を抱えている。そこで、本プログラムを通して生産性向上や気候変動に耐え得る技術の開発、並びに労働安全性向上に寄与する技術の開発を促進し、持続性、生産性、安全性を実現する生産体制の強化を目指す。
求める技術のシーズ例	AI 労働最適配置技術、無人収穫・農薬散布・除草ロボット、非接触型品質計測センサー、残留農薬計測センサー、農薬以外の病害対策資材、畜産業の見える化および自動制御、病害予防的検知等



### 研究開発テーマ3

分野	加工・流通・販売
テーマ	DX、AI、センシング技術を活用した需給のミスマッチや長期保存・輸送に対応する加工・流通・販売技術、サービスの開発
概要	農林水産業・食品産業は、需給のミスマッチにより単価の大幅減や大量の食品ロス発生が課題となっている。そこで、本プログラムを通して需給の合理化や輸送・保存の長期化に貢献する加工・流通・販売技術等の開発を促進し、ムリ・ムダのない加工・流通システムの構築を目指す。
求める技術のシーズ例	需給ミスマッチ合理化、長期保存・輸送対応資材、非接触型品質計測センサー、買取型ビジネスモデルや産消連携等の新たな流通等

### 研究開発テーマ4

分野	消費
テーマ	機能的食品、介護食品やスマートミール等、健康・医療に配慮した食生活を豊かにする技術、サービスの開発
概要	食は健康の源であるとともに QOL 向上に資する重要な要素であり、ライフスタイルの多様化に伴い求められる食のあり方も多様化している。そこで、本プログラムを通して健康増進や食生活を豊かにする技術の開発を促進し、我が国や世界の豊かな食生活の実現を目指す。
求める技術のシーズ例	食のパーソナライズ化、健康や QOL 向上に資する食・食事サービスの開発、食と健康のゲノム解析サービス開発、食による認知症や発達障害の改善等

### 研究開発テーマ5

分野	領域横断
テーマ	農林水産業・食品産業における脱炭素化を推進する技術、サービスの開発
概要	農林水産業・食品産業においても脱炭素化に貢献するイノベーションの創出は不可欠である。そこで、本プログラムを通して農林水産業・食品産業における脱炭素化に貢献する技術の開発を促進し、地球温暖化対策に関する目標達成への貢献を目指す。
求める技術のシーズ例	農林水産業・食品産業における二酸化炭素回収・貯留技術およびエネルギー変換や農業利用、生産工程の炭素排出の見える化、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の見える化、削減技術等

## (2) 各フェーズの詳細

### フェーズ0 (発想段階)

#### 1 フェーズ0の対象について

フェーズ0は、スタートアップの発想段階での破壊的イノベーションにつながる技術シーズの創出を目的とした研究を対象とします。

農林水産業・食品産業の課題解決に関するビジョンを見据え、その実現に必要な新たなビジネスに要する有望な技術シーズの創出に取り組みます。

合わせて、研究開発に取り組む技術シーズの革新性、優位性を明確にするために必要な知財調査を行い、知財戦略を確立します。

また、本フェーズを通じて、ビジョンを明確化させ、技術の事業化目標とそれに向けた各ステージのマイルストーンの構築に取り組みます。

#### 2 フェーズ0の達成目標 (評価指標)

- (1) 事業モデルを構築するのに必要となる革新的な技術シーズの確立 (実験室レベルの実証試験を踏まえていることが望ましい)
- (2) コア技術に関して知財調査を踏まえた知財戦略の確立
- (3) 対象となる魅力的な市場の選定と深掘り
- (4) 事業化に向けた各ステージ (PoC、FS、法人立上げ、事業開始、資金調達、スケールアップなど) のマイルストーンの構築 (5年程度)

#### 3 提案内容の要件

- (1) 研究課題が研究開発テーマに関する政策課題等の解決に寄与するビジョンがあり、事業化がイメージできていること
- (2) 研究に取り組む技術が革新的であること

#### 4 研究実施期間 (上限)

契約締結日から令和4年度末まで (2年度)

#### 5 研究開発費 (上限)

1,000 万円/年度

※間接経費を含めた上限額

#### 6 PM による事業化支援

フェーズ0では、事業化に向けた準備に関して、PM から主として以下の支援を受けることができます。

- ・メンタリング

研究課題に応じて、メンターや経営人材候補等から構成されるメンターチームを編

成し、事業化に向けた支援を実施します。フェーズ0では、技術的助言、知財戦略の助言、事業化を意識した技術開発の助言、起業セミナー紹介等を想定しています。

- ・セミナー  
 起業方法、資金調達方法、マーケティング等、事業化に役立つセミナーを開催します。
- ・PM が開催するマッチングイベントへの出場支援  
 企業との連携構築を目的とした企業マッチングイベントや金融機関や VC 等を招いた資金調達マッチングイベントを開催し、出場に向けた支援を行います。
- ・PM が開催するピッチコンテストへの出場支援  
 企業や投資家を招いたピッチコンテストを開催し、発表に向けた支援を行います。

## 7 応募書類等

応募書類は以下から構成されます。

提案書様式は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/koubo/R03.html>)

○提案書様式	
・様式1 研究計画調書	【必須】
・様式2 研究課題のポイント	【必須】
・様式3 研究課題内容	【必須】
・別記様式1-1 研究課題概要図	【必須】
・別記様式1-2 研究課題の構成及びスケジュール	【必須】
・別記様式2 本提案に係る知的財産の状況等	【必須】
・別記様式3 情報管理実施体制について	【必須】
・別記様式4 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン	【必須】
・別記様式5 研究倫理に関する誓約書	【必須】
・別記様式6 データマネジメント企画書	【必須】
・別添1 研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
・別添2 若手研究者からの提案	【該当研究課題のみ】
○その他の提出書類	
・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提案書内でURLを記載する場合を除く）	【該当企業のみ】
・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書：3年分）	【企業のみ】
・令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」	【該当研究課題のみ】
・提出書類チェックリスト	【必須】

応募書類の作成に当たっては、提案書様式に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

## フェーズ1（構想段階）

### 1 フェーズ1の対象について

フェーズ1は、事業化に向けた構想段階として、農林水産業・食品産業の課題解決に関するビジョンを見据え、その実現に必要な新たなビジネス創出に要する技術改良等の研究開発が対象となります。

技術の概念実証（PoC）や実行可能性調査（FS）を踏まえた研究開発（技術改良）の課題を明らかにしつつ、有望な事業モデルの構築に取り組みます。

技術シーズの革新性、優位性が明確になっていない場合は、知財戦略の検討を行い、知財戦略を確立します。

### 2 フェーズ1の達成目標（評価指標）

- (1) PoCを通して明らかとなった技術的課題の明確化と改善
- (2) FSを通して有望な事業モデルの構築
- (3) 事業モデルを踏まえた知財戦略の確立

### 3 提案内容の要件

- (1) 革新的な技術シーズが確立され、かつ、その特許権を有しているなど当該技術を利用できること
- (2) 対象とする研究開発テーマについて政策課題等に関するビジョンがあり、開発技術を用いた事業モデルがあること
- (3) 事業対象となる魅力的な市場の選定と深掘りができていること
- (4) 事業化に向けた各ステージのマイルストーン（5年）が構築できていること

### 4 研究実施期間（上限）

契約締結日から令和4年6月末まで

※年度末にも委託費の精算をする必要があります。

### 5 研究開発費（上限）

1,000万円（令和4年6月末まで）

※間接経費を含めた上限額

### 6 PMによる事業化支援

フェーズ1では、事業化に向けた準備に関して、PMから主として以下の支援を受けることができます。

#### ・メンタリング

研究課題に応じて、メンターや経営人材候補等から構成されるメンターチームを編成し、事業化に向けた支援を実施します。フェーズ1では、技術改良の助言、PoCやFS、市場調査、マーケティング支援、事業モデル構築等の支援を行います。

#### ・セミナー

起業方法、資金調達方法、マーケティング等、事業化に役立つセミナーを開催します。

- ・PM が開催するマッチングイベントへの出場支援  
企業との連携構築を目的とした企業マッチングイベントや金融機関や VC 等を招いた資金調達マッチングイベントを開催し、出場に向けた支援を行います。
- ・PM が開催するピッチコンテストへの出場支援  
企業や投資家を招いたピッチコンテストを開催し、発表に向けた支援を行います。

## 7 応募書類等

応募書類は以下から構成されます。

提案書様式は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/koubo/R03.html>)

○提案書様式	
・様式1 研究計画調書	【必須】
・様式2 研究課題及び事業化実施計画のポイント	【必須】
・様式3 研究課題内容	【必須】
・様式4 事業化実施計画	【必須】
・別記様式1-1 研究課題概要図	【必須】
・別記様式1-2 研究課題の構成及びスケジュール	【必須】
・別記様式2 本提案に係る知的財産の状況等	【必須】
・別記様式3 情報管理実施体制について	【必須】
・別記様式4 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン	【必須】
・別記様式5 研究倫理に関する誓約書	【必須】
・別記様式6 データマネジメント企画書	【必須】
・別添 研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
○その他の提出書類	
・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提案書内でURLを記載する場合を除く）	【該当企業のみ】
・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書：3年分）	【企業のみ】
・令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」	【該当研究課題のみ】
・提出書類チェックリスト	【必須】

応募書類の作成に当たっては、提案書様式に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

## フェーズ2（実用化段階）

### 1 フェーズ2の対象について

フェーズ2は、事業化に向けた実用化段階として、農林水産業・食品産業の課題解決に関するビジョンを見据え、PoCやFSを踏まえた技術改良（試作品の作成等）が対象となります。

また、PMによる事業化支援を受けながら、事業化に向けた体制を整備し法人化に取り組みるとともに、具体的な事業計画を構築し、VC等から資金調達（出資を得る）に取り組みます。

### 2 フェーズ2の達成目標（評価指標）

- (1) 事業の開始に十分な技術改良の達成
- (2) 具体的で有望な事業化計画の策定
- (3) 事業法人の設立を含む体制整備
- (4) VC等からの出資の獲得

### 3 提案内容の要件

- (1) PoCやFSを通して、必要な技術改良目標が明確であること
- (2) 革新的な技術シーズの特許権を有しているなど当該技術を利用できること
- (3) 対象とする研究開発テーマについて政策課題等に関するビジョンがあり、開発技術を用いた有望な事業モデルがあること
- (4) 新たな事業を展開するための体制整備（法人の立上げを含む）の計画を有すること

### 4 研究実施期間（上限）

契約締結日から令和4年度末まで（2年度）

※各年度末に委託費の精算をする必要があります。

### 5 研究開発費（上限）

1,000万円／年度

※間接経費を含めた上限額

### 6 PMによる事業化支援の内容

フェーズ2では、事業化に向けた準備に関して、PMから主として以下の支援を受けることができます。

#### ・メンタリング

研究課題に応じて、メンターや経営人材候補等から構成されるメンターチームを編成し、事業化に向けた支援を実施します。フェーズ2では、技術改良の助言、経営人材とのマッチング、必要な技術提携の支援、知財調査、資金調達、市場開拓等の支援、事業計画策定等の支援を行います。

#### ・セミナー

起業方法、資金調達方法、マーケティング等、事業化に役立つセミナーを開催します。

- ・PMが開催するマッチングイベントへの出場支援  
企業との連携構築を目的とした企業マッチングイベントや金融機関やVC等を招いた資金調達マッチングイベントを開催し、出場に向けた支援を行います。
- ・PMが開催するピッチコンテストへの出場支援  
企業や投資家を招いたピッチコンテストを開催し、発表に向けた支援を行います。

## 7 応募書類等

応募書類は以下から構成されます。

提案書様式は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/koubo/R03.html>)

○提案書様式	
・様式1 研究計画調書	【必須】
・様式2 研究課題及び事業化実施計画のポイント	【必須】
・様式3 研究課題内容	【必須】
・様式4 事業化実施計画	【必須】
・別記様式1-1 研究課題概要図	【必須】
・別記様式1-2 研究課題の構成及びスケジュール	【必須】
・別記様式2 本提案に係る知的財産の状況等	【必須】
・別記様式3 情報管理実施体制について	【必須】
・別記様式4 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン	【必須】
・別記様式5 研究倫理に関する誓約書	【必須】
・別記様式6 データマネジメント企画書	【必須】
・別添 研究管理運営機関を活用する理由書	【該当研究課題のみ】
○その他の提出書類	
・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提案書内でURLを記載する場合を除く）	【該当企業のみ】
・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書：3年分）	【企業のみ】
・令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」	【該当研究課題のみ】
・提出書類チェックリスト	【必須】

応募書類の作成に当たっては、提案書様式に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

## フェーズ3（事業化段階）

### 1 フェーズ3の対象について

フェーズ3は、事業化段階として、農林水産業・食品産業の課題解決に関するビジョンを見据え、革新的な技術による新たな事業の開始又はスケールアップなどに向けた技術改良等を実施する研究開発が対象です。

### 2 フェーズ3の達成目標（評価指標）

- (1) 事業のスケールアップに必要な技術改良の達成
- (2) 事業の拡大
- (3) 更なる資金調達の確保

### 3 提案内容の要件

- (1) PoC や FS を通じた技術改良が達成されていること。
- (2) 革新的な技術シーズの特許権を有しているなど当該技術を利用できること
- (3) 対象とする研究開発テーマについて政策課題等に関するビジョンがあり、開発技術を用いた有望な事業モデルがあること
- (4) 具体的な事業化計画が策定されていること
- (5) VC 等からの出資を受けていること、あるいは出資を受けることが確かであること（出資約束書類を提出していただきます。）
- (6) 開発技術を活用した新事業を行うのに必要な体制が整っていること（スタートアップの場合は起業していること）

### 4 研究実施期間（上限）

契約締結日から令和4年6月末まで

※各年度末に委託費の精算をする必要があります。

### 5 研究開発費（上限）

VC 等からの株式出資を受けている金額と同額以内。

ただし、3,000 万円を上限とする（令和4年6月末まで）

※間接経費を含めた上限額

### 6 PM による事業化支援の内容

#### ・メンタリング

研究課題に応じて、メンターや経営人材候補等から構成されるメンターチームを編成し、事業化に向けた支援を実施します。フェーズ3では、技術改良の助言や設備投資・市場開拓など事業開始準備の助言等を想定しています。

#### ・セミナー

起業方法、資金調達方法、マーケティング等、事業化に役立つセミナーを開催します。



- ・PM が開催するマッチングイベントへの出場支援（企業マッチング、資金調達マッチング）  
企業との連携構築を目的とした企業マッチングイベントや金融機関やVC等を招いた資金調達マッチングイベントを開催し、出場に向けた支援を行います。
- ・PM が開催するピッチコンテストへの出場支援  
企業や投資家を招いたピッチコンテストを開催し、発表に向けた支援を行います。

## 7 応募書類等

応募書類は以下から構成されます。

提案書様式は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。

(<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/startup/koubo/R03.html>)

○提案書様式	
・様式1 研究計画調書	【必須】
・様式2 研究課題及び事業化実施計画のポイント	【必須】
・様式3 研究課題内容	【必須】
・様式4 事業化実施計画	
・別記様式1 研究課題概要図	【必須】
・別記様式2 本提案に係る知的財産の状況等	【必須】
・別記様式3 情報管理実施体制について	【必須】
・別記様式4 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン	【必須】
・別記様式5 研究倫理に関する誓約書	【必須】
・別記様式6 データマネジメント企画書	【必須】
○その他の提出書類	
・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提案書内でURLを記載する場合を除く）	【該当企業のみ】
・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書：3年分）	【企業のみ】
・令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等（調査・研究）」	【該当研究課題のみ】
・提出書類チェックリスト	【必須】

応募書類の作成に当たっては、提案書様式に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

### 3 応募要件等

#### (1) 応募者の要件

応募者（複数者で応募する場合は代表機関。以下同じ。）は、以下①から⑧までのすべての要件を満たす必要があります。

複数者で応募する場合の代表機関以外の機関（以下「共同研究機関」という。）は②（法人の要件に限る。）、③（イを除く）、⑥から⑧までの要件を満たす必要があります。

- ① 革新的な研究開発成果の事業化を目指していること。
- ② 国内に設置された機関で、以下のいずれかに該当する法人格を有すること。
  - ア 中小企業者（みなし大企業を除く）（※1 参照）（フェーズ0～3に応募可能）
  - イ ア以外で起業を目指す研究者が所属する以下のいずれかの機関（フェーズ0～2のみ応募可能）
    - i) ア以外の民間企業
    - ii) 大学及び大学共同利用機関、高等専門学校
    - iii) 国立研究開発法人、独立行政法人、公設研究機関、地方公共団体、地方独立行政機関
    - iv) 公益・一般法人、NPO 法人、共同組合

なお、本プログラムにおいて、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（注）の所有に属している企業
- 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（注）の所有に属している企業
- 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

（注）本規定において、「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本的約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

（※1）中小企業者とは、科学技術・イノベーションの創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第14項に規定する以下に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業とする。

主たる事業として 営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総 額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸 業及びその他の業種 (下記以外)	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空 機用タイヤ及びチ ューブ製造業並び に工業用ベルト製 造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業 (下記 3 業 種を除く)	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又 は情報処理 サービ ス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等 その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会		

③ 研究実施に必要な体制及び能力を有することとして以下の要件を満たす機関（研究機関）であること。

ア 研究開発を円滑に実施するための研究体制、研究員、設備等を有する

イ 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施するため、研究実施計画の企画立案、実施、進行管理、成果管理等を統括する者（以下「研究代表者」という。）及び経理責任者を設置している

ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有する

エ 委託事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）を有する

オ 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制を有する

カ 生研支援センターとの委託契約を締結できる能力・体制を有する

- ④ 令和元・2・3年農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に競争参加資格のない者も応募可能ですが、委託契約（令和3年11月頃を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。契約までに資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。

（参考）統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

※提案書提出時に競争参加資格のない者で競争資格取得手続きに不明の点がある場合は、「本事業に係る問い合わせ先」までお問い合わせください。

- ⑤ 委託契約の締結に当たり、生研支援センターが提示する委託契約書に合意できること。
- ⑥ 日本国内を拠点として研究を実施できること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。
- ⑦ 本プログラムに関わる者に関して、前職の離職時に前職と結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。
- ⑧ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

## （2）複数の研究機関で応募する場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等がグループで応募する場合は、以下のすべての要件を満たすとともに、参画する研究機関（代表機関及び共同研究機関）それぞれの分担関係を明確にしてください。また、応募は代表機関から行ってください。

- ① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参画するすべての機関が同意していること。
- ② 研究グループと生研支援センターが契約を締結するまでの間に、研究グループとして以下のいずれかが可能であること。なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関の変更等重大な変更があった場合には、採択を取り消します。また、委託予定先に採択された場合、速やかにコンソーシアム設立規約等の必要書類を提出できるよう、コンソーシアム設立の準備をお願いします。

ア 実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）

イ 研究参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）

ウ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

- ③ 応募者に所属する研究者の中から次の要件を満たす研究代表者を選定すること。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究代表者になることを避けてください。

- ア 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
  - イ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
  - ウ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること
- ④ 研究グループに参画する共同研究機関は、以下の能力・体制を有していること。
- ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制
  - イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制
- ⑤ 研究グループに参画するすべての機関は、本プログラムで研究開発に取り組む技術を事業化のために立ち上げる法人（中小企業者が新たな事業を展開する場合にあっては当該中小企業者）が使用することについて、特許権等の帰属や独占的な実施権の設定を含め、了解していること。

### （３）研究管理運営機関を設置できる要件

生研支援センターが必要と認めた場合に限り、研究代表者が所属する応募者とは別に、生研支援センターとの委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。ただし、フェーズ3に応募する研究機関は研究管理運営機関を設置することはできません。

[研究管理運営機関を設置できる例]

- ・地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究代表者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・研究代表者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、生研支援センターとの委託契約の実績がほとんどないため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、3（１）③の要件を準用します。

また、研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、3（１）③のイ（経理責任者の設置の部分に限る）からカまでを準用するとともに、次の要件を追加します。

- キ 研究代表者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。
- ク 原則、生研支援センターとの委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができる能力・体制を有すること。

なお、研究管理運営機関の設置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を提案書様式別添に記載していただくとともに、応募者の経理責任者の承認を必要とします。

## 4 応募手続き

### (1) 応募方法

応募に当たっては、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。<https://www.e-rad.go.jp/>（別紙1参照））を使用してください。研究グループの場合は、研究代表者が研究グループの研究内容をとりまとめ、応募してください。

e-Rad を利用するためには、研究機関及び研究者全員の情報の登録が必要となります。登録手続きには日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って登録手続きをしてください。なお、他省庁等が所管する制度・事業で登録済の場合は再度登録する必要はありません。（詳しくは、e-Rad 担当窓口にお尋ねください。）

応募の際には、e-Rad 上で所属研究機関の事務代表者による応募情報（注）の承認を受ける必要があります。応募期間内に事務代表者による承認がない場合には、応募情報は生研支援センターに提出されませんので御注意ください。（※毎年、事務代表者の承認を忘れて応募されない事案が散見されるので注意して下さい）

その他 e-Rad を使用するに当たり必要な手続きについては、e-Rad のポータルサイトを参照してください。

（注）応募情報とは、e-Rad では、研究代表者が入力した研究基本情報や研究組織情報、採択状況等（Web 入力）と、生研支援センターが定めた提案書様式に必要な事項を記載した内容や必要な添付書類（1 ファイルとしてアップロード）の内容を総称して「応募情報」といいます。

#### 【e-Rad で応募する際の注意事項】

- i) e-Rad の使用に当たっては、研究機関の登録と、研究者情報の登録が必要となります。登録には日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。
- ii) e-Rad による応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と応募書類の添付が必要です。
- iii) 応募書類は e-Rad にアップロードしていただきますが、アップロードできるファイルは PDF 形式で1ファイル（最大 20MB）ですのでご注意ください。
- iv) PDF ファイルには、パスワードを設定せず、また、文字化け等がないか必ず事前にご確認ください。
- v) e-Rad での申請情報の提出には、所属機関の事務代表者による応募情報の承認を受ける必要があります。承認がない場合は応募情報が提出されませんので、忘れずに手続きしてください。

### (2) 受付期間

本プログラムへの応募期間は、令和3年8月31日（火）～9月30日（木）12:00までとします。システムの利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。

祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。

運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

### (3) 応募書類

- ① 応募書類の作成に当たっては、本公募要領に従い、別紙2の提案書様式にご記入ください。
- ② 応募書類は日本語で作成してください。
- ③ 応募するフェーズ毎に提案書様式がありますのでご注意ください。提案書様式等は生研支援センターのウェブサイトよりダウンロードしてください。
- ④ 提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評議委員にも守秘義務を課しています。
- ⑤ 応募書類は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された研究課題に係る書類については、生研支援センターが実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用する場合があります。
- ⑥ 不採択となった研究課題に係る応募書類については、生研支援センターにおいて破棄します。なお、ご提出いただいた応募書類は返却しません。

### (4) 応募手続に関する注意事項

- ① 本プログラムの応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ② 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ③ e-Rad を使用しない方法（郵便、ファクシミリ又は電子メール等）による応募書類の提出は受け付けません。
- ④ 提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募書類に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の応募情報ファイルの修正には応じられません。
- ⑥ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑦ 次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
  - i) 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
  - ii) 提案書に虚偽が認められた場合
- ⑧ 研究費は可能な限り精査した額を計上してください。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。
- ⑨ 採択研究課題決定の際は、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

## 5 応募に当たっての注意事項

### (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

同一の研究内容で、農林水産省の委託プロジェクト研究の資金や他府省の補助金や委託事業を含む競争的資金との重複はできません。

応募者は、不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（※）に基づく対応をお願いします。

（※）<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

- ① 応募前の確認

研究課題の採択に当たり、応募者が現在実施中の研究課題との重複の有無も判断材料となることから、応募者は、他の競争的資金等との重複がないことを以下のウェブサイト等により確認してください。

- ・農林水産省委託プロジェクト研究

[https://www.affrc.maff.go.jp/docs/research\\_fund.htm](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund.htm)

- ・生研支援センター

<http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/index.html>

- ・競争的資金制度

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

- ・その他の研究資金は各府省のウェブサイトを参照してください。

## ② 応募書類への記載

本プログラムの応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、試験研究計画名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、試験研究計画の採択の取消し又は委託契約の解除、委託経費の返還等の処分を行うことがあります。

## ③ 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

(※1) 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の試験研究計画（プロジェクト等）が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の試験研究計画について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の試験研究計画について、重ねて応募があった場合
- ・複数の試験研究計画の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

(※2) 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該試験研究計画に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合



- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

## (2) 研究倫理に関する対応

応募する研究機関の研究代表者は、応募前に研究倫理教育の研修用ビデオを視聴してください。応募提案に当たって、「研究倫理に関する誓約書」（提案書様式別記様式5）を提出していただきます。（詳しくは、「12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（7）を参照ください）。

また、契約に当たり、代表機関及び共同研究機関は、本プログラムの研究活動に関わるすべての者を対象に研究倫理教育に関する e-ラーニングを受講するなど研究倫理教育を実施し、契約締結の際に、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただきます。

詳しくは、「12 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等」の（4）を参照ください。

## (3) 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。

詳しくは、[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm) を御覧ください。

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された試験研究計画に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース」（※）へ提供されます。

### (※) 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

## (4) 農研機構に所属する研究機関が参画する場合の支出

研究グループの構成員に農研機構の研究機関が参画する場合、当該研究機関に係る研

究予算については別途予算措置をする予定です。このため、生研支援センターから当該研究機関に対し、本プログラムに係る委託費は、原則として支出しません。

## 6 審査及び採択課題の決定

### (1) 審査の方法

#### ① 一次審査（書面審査）

外部有識者によるピアレビュー（フェーズ0のみ）を含む書類審査を行い、面接審査の対象とする研究課題を選定します。

PMは面接対象となる研究課題について、設定した研究開発テーマとの整合性等の意見を付します。

#### ② 二次審査（面接審査）

①で選定された研究課題について外部有識者による面接審査を行い、採択候補となる研究課題を選定します。

#### ③ 採択課題の決定

採択候補となった研究課題のうち、農林水産省に設置する本プログラムに係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）で承認されたものについて、採択課題として決定し、当該研究課題の応募者を委託予定先とします。

採択課題の決定に当たっては、全体の予算額及び応募課題の予算額を考慮して決定されます。

審査結果を踏まえ、より適切なフェーズへの変更を含め、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

なお、審査は非公開で行われ、審査の経過や内容等の照会には応じられませんので、御了承ください。

### (2) 審査の観点

#### ア 開発技術の新規性、競合優位性

- ・技術が革新的であり、競合技術とくらべて優位性があるか
- ・技術的な実現可能性があるか

#### イ 事業化による政策課題へのインパクト

- ・研究開発テーマに適合しているか、政策課題の解決に貢献するか
- ・大きな事業機会になっているか、今後成長が見込めるか

#### ウ 事業化の実現性

- ・課題やニーズに基づく市場を想定しているか
- ・独自の価値を提供できるか、価格競争力はあるか
- ・知財戦略は適当か

#### エ 研究計画、事業化計画の妥当性

- ・適切な目標が設定され、研究実施体制や計画が適当であるか
- ・必要な経費は妥当か

#### オ 事業化に対する応募者の熱意

- ・政策課題等に対する問題意識が明確であり、事業化に対する強い意欲があるか

### (3) 加点要素（フェーズ0のみ）

フェーズ0への応募においては、研究者（研究代表者及び研究実施責任者）が以下のいずれかの条件を満たす研究課題については、書面審査及び面接審査の評価の際に加点します（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

- ① 令和3年4月1日時点で39歳以下の研究者であること。  
ただし、研究に従事していない期間がある者は、42歳以下であって、かつ当該期間を差し引いて39歳以下であること。
- ② 博士取得後15年以内の博士研究員（令和3年（2021年）4月1日時点で博士取得後15年以下（平成18年（2006年）4月2日以降））

### (4) 採択課題の通知・公表

審査結果については、e-Radによる提案時に付与される課題IDを生研支援センターのウェブサイトに掲載することで速やかに公表する予定です。不採択となった提案については、不採択理由等を後日お知らせします。

### (5) 審査等に関する留意事項

- ・応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。
- ・委託予定先に採択された場合、速やかに試験研究計画書と共同研究機関が参画する場合はコンソーシアム設立規約等、必要な書類を作成し、提出していただきます。提出していただいた資料を基に、契約締結の可否を決定します。
- ・委託予定先に対し、必要に応じて、採択に当たっての条件、研究実施に当たっての留意事項を付す場合があります。条件、留意事項については、試験研究計画に反映して提出していただきます。条件が満たされない場合、留意事項の全部又は一部が実行できないと判断したときは、委託先としません。

### (6) 公募から委託契約までの流れ（予定）

令和3年8月31日	公募要領の公表・公示
9月30日（12:00）	公募受付締切
10月上旬～中旬	一次審査（書面審査）
10月下旬～	二次審査（面接審査）
11月上旬	採択課題（委託先）の決定・公表
11月中旬	委託契約の締結

（注）スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。  
生研支援センターのウェブサイトですべて随時お知らせいたします。

## 7 委託契約の締結

### (1) 委託契約の締結

生研支援センターは、選定された採択課題の応募者（代表機関）と委託契約を締結します。複数の研究機関が共同で応募する場合の契約に関しては、別紙3もご参照ください。

なお、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託契約先である代表機関について、特段の事情の変化があり委託契約の締結が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を研究グループ構成員のいずれかに変更する場合があります。

また、採択通知に条件が付されている場合に、採択課題決定後に新たに作成する試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書が当該条件を満たしていない場合は、契約は締結されません。

その他、契約時に、財務諸表等の提出を求めることがあります。

### (2) 委託期間

本プログラムの委託期間については、委託試験研究実施計画書を生研支援センターが受理した日から、最大2ヶ月前の日（委託試験研究実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることを可能とします。

契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する試験研究に係る経費は、委託経費として計上することが可能です。

この場合、採択通知に条件が付されている場合はこの条件に合致した研究であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託機関の自己負担となりますので、ご注意ください。

### (3) 翌年度以降の取扱い

9の(2)の評価を踏まえ、研究の目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度以降、委託経費の削減、参加研究機関の縮減、課題の打ち切り等を行います。

## 8 委託契約上支払対象となる経費

研究機関等は、生研支援センターからの委託費として、直接経費及び間接経費を計上することができます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できず、代わりに一般管理費を計上することができます。

### (1) 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ、普及支援に直接必要とする下記の経費を計上することができます。

- ① 物品費（設備備品費、消耗品費）
- ② 人件費・謝金
- ③ 旅費
- ④ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）、消費税相当額）

直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限りです。

経費の詳細については、別紙4「府省共通経費取扱区分表」を御確認ください。

なお、研究目的に合致しない経費、建物等施設の建設や改修等に関する経費、法人（ベンチャー企業）の立上げに要する経費などは、委託費に計上することはできませんのでご注意ください。

## （2）間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

※ 間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1\\_tekiseisikkou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)）を御確認ください。

## （3）一般管理費（研究管理運営機関に限る）

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は当該業務を遂行する上で必要となる光熱水料、通信運搬費等の計上に当たっては、明確な根拠を示していただくか、合理的な按分方法で算出することにより、直接経費総額の15%を上回らない範囲で必要額の計上が認められます。

※1 直接経費に計上できるものは、試験研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限りです。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、人件費及び賃金は本プログラムに直接従事した時間数等により算出されることとなりますので、委託事業に従事する全ての研究スタッフについて、作業日誌を整備・保管することにより委託事業に係る勤務実態を把握し、十分な勤務実態の管理を行ってください（エフォート管理適用者を除く）。

なお、国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費等を負担している法人については、職員の人件費は認められません（PI人件費適用者を除く）。

さらに、旅費については、直接研究と関連するものとし、学会への単なる情報収集の出張は認められません。出張内容と試験研究計画の関連を証明するため、出張伺いと出張報告書等を整備・保管してください。

※2 外国旅費及び外国人の招へい旅費・滞在費等の経費の支出は原則認められません。外国へのお出張又は外国人の招へいが不可欠な場合には、その必要性や出張先を各フェーズの「提案書様式」の「様式3-3.（2）研究項目ごとの研究内容」に具体的に記載してください。

※3 園芸施設や畜舎など、一般的な建物や構築物の取得は認められません。

- ※4 設備備品を導入する際には、購入、リース、レンタル等の手段から、委託研究経費の節減等、経済性の観点から最適なものを選択してください。
- ※5 特許等の本プログラムで得られた成果を権利化するために必要な経費(特許出願、出願審査請求、補正、審判等に係る経費)については、間接経費での支出が可能です。ただし、登録、維持に関わる費用は受託者負担となります。
- ※6 コピー用紙、トナー、USBメモリ、HDD、WindowsなどのOS、フラットファイル、文房具、作業着、食品用ラップ、辞書、定期刊行物など汎用性が高い消耗品については、原則として認められません。ただし、委託業務でのみ使用することを前提に、理由書の事前提出により、その必要性を生研支援センターが認めた場合に限り、当該年度に委託業務で使用する最低限の必要数については認められます。

## 9 研究成果の評価等

### (1) 研究成果報告書

受託者は、毎年度末及び研究終了時に研究成果報告書を作成し、生研支援センターに提出していただきます。

また、受託者は、受託研究に係る費用の使用実績を取りまとめた実績報告書を、委託期間中、毎年度末及び研究終了時に生研支援センターに提出していただきます。

### (2) 研究成果の評価等

生研支援センターは、別途作成する評価要領等に基づき、毎年度、研究成果の評価を実施します。研究課題の評価に当たっては、PMによる予備的な評価を踏まえ、評議委員会が行います。

評価結果は、PDによる次年度の試験研究計画の見直しの指示及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減、試験研究計画の中課題の統廃合や、PMによる事業化支援に反映されます。

### (3) 本プログラム終了後における報告への協力

フェーズ3が終了した研究課題は、本プログラム終了後5年間、事業化に関する状況報告をしていただきます。

### (4) 追跡調査

本プログラムで得られた研究成果の活用状況(実用化に向けた研究の実施状況)等について、原則として、本プログラム終了から2年後及び5年後に追跡調査(アンケート調査や面接調査等)を実施する予定です。受託者におかれましては、本調査のご協力の方お願いいたします。

## 10 研究成果の取扱い

### (1) 研究成果の発表等

- ① 受託者は、本プログラムの実施中、事業化方針や知的財産に注意（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、本プログラムにおける研究開発成果の事業化に向けて、研究協力先、法人の経営に必要な人材や事業パートナーの発掘、資金調達等を円滑に行うため、ピッチコンテストへの参加など研究成果の周知や公表に努めてください。研究成果の公表等に当たっては、事前に生研支援センターに報告していただきます。
- ② 本プログラム終了後においても、研究成果を公表するときは、あらかじめ研究実施内容等発表事前（事後）通知書を生研支援センターに提出していただきます（プログラム終了後5年間程度）。
- ③ 成果の公表に当たっては、本プログラムに係る活動又は成果であることを明記してください。

論文の謝辞や論文投稿時においては、「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について（令和2年1月14日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、本プログラムの体系的番号を記載してください。本プログラムの体系的番号は、<https://www.nistep.go.jp/archives/45600> に掲載される予定です。

- ④ 本プログラムの研究成果について、生研支援センターは、研究成果発表会や冊子等により公表することがありますので、受託者等は資料の提供等にご協力をお願いします。

### (2) 知的財産マネジメント

「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議決定）に基づき、研究の開始段階においては、研究グループ内での知的財産の取扱いに関する基本的な方針について合意を得て、知的財産の基本的な取扱いに関する合意書（以下「知財合意書」という。）を作成の上、生研支援センターへ報告していただきます。また、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に係る方針（以下「知的財産の取扱方針」という。）を作成の上、生研支援センターに提出していただきます。その際、研究グループ内から得られた知的財産は、研究グループの構成員が自由に使用できるようにする等、研究成果を迅速に商品化・事業化につなげていけるよう、柔軟な対応を検討するよう努めていただきます。

また、研究期間中においては、知財合意書に基づき、知財運営委員会や研究の進行管理のために設置する研究推進会議等において、研究成果の権利化、秘匿化、論文発表等による公知化、標準化や、実施許諾等に関する調整等の知的財産マネジメントに取り組んでいただく必要があります。

特にフェーズ2及び3については、研究成果の事業化に当たっての「知的財産戦略」を作成していただきます。

なお、知財合意書及び知的財産の取扱方針の作成においては、研究成果の海外流出を防止する観点から適切に対応してください。

### (3) 研究成果に係る知的財産権の取扱い

委託契約に基づく委託試験研究について、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第 17 条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約することを条件に、生研支援センターは受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととしています。

ただし、生研支援センターに提出された著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、生研支援センターに許諾していただきます。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に生研支援センターに報告すること。また、知的財産権の出願等や登録等を行った場合には、定められた期間内に生研支援センターへ報告すること。
- ② 生研支援センターが公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、生研支援センターに対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、生研支援センターの要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ生研支援センターの承認を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ生研支援センターの承諾を得ること。

※ 知的財産権とは、特許権、特許権を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、商標権を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、外国におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

なお、研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で知的財産権の持ち分を定めることができます。詳細については、生研支援センターにお問い合わせください。

### (4) 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者は、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果を研究成果報告書により、生研支援センターに報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、知的財産権に準じた取扱をすることが必要です。

### (5) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究 1 年目に研究成果の知的財産としての取扱い方針について、その結果について報告していただきます。

また、受託者は、知的財産の取扱い方針を基本としつつ、受託者が開催する研究推進



会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。

- ② 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を生研支援センターから働きかける場合があります。
- ③ 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。
- ④ 受託者である法人と、その従業員の間の知的財産権の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者において職務発明規程等が整備されていない場合、委託研究における知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備してください。

#### **（6）研究成果に係る秘密の保持**

本プログラムに関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（研究グループによる研究成果である場合は、研究グループ外の者）に提供する場合は、事前に生研支援センターと協議する必要があります。

#### **（7）農業者等が参画する場合の農業者等に関する情報の取扱い**

本研究開発の研究成果等の公表等に当たり、農業者等の経営に関するデータを取扱う場合は、事前にコンソーシアム構成員間でその取扱いについて取決めを行っていただく必要があります。

また、農業者等からデータの提供を受ける際には、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」※を踏まえて対応いただく必要があります。

※ 農業AI・データ契約ガイドラインについては、以下をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

### **1.1 本プログラムの運営管理体制**

本プログラムにおいては、研究代表者等と密接な関係を維持しつつ、本プログラムの目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

#### **（1）プログラムディレクター（PD）**

生研支援センターは、各研究課題の進捗管理や指導、試験研究計画の見直し又は中止の指示、及びその実施に関する督励、研究課題の予算の増減に関する権限を有する者として、PDを配置します。また、PDの業務を補佐する役割として、研究リーダーを配

置します。

## **(2) プログラムマネージャー (PM)**

生研支援センターは、研究開発テーマの設定、採択された研究課題のフェーズ移行を含む予備的な評価、研究課題の事業化支援や指導等を行う者として、プログラムマネージャー (PM) を配置します。

## **(3) 評議委員会**

生研支援センターは、PM の選定、採択候補となる研究課題の選定、フェーズ移行を含む研究課題の評価、事業化支援に関する PM への助言等を行う機関として、外部有識者で構成される評議委員会を設置します。

## **(4) 運営管理委員会**

農林水産省農林水産技術会議事務局に、スタートアップ総合支援プログラムに係る運営管理委員会設置要領（令和3年6月22日付け3農会第197号農林水産技術会議事務局長決定）に基づき、PM の選考、応募課題の審査及び採択課題の評価に関する基準の承認、PM、研究開発テーマ及び採択課題の承認、評価結果に基づく指導等の任務を担う運営管理委員会を設置します。

## **1.2 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止等**

### **(1) 研究費の不正使用等への対応について**

本委託事業で実施する研究活動には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。）（※1）及び生研支援センターの「研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領」（平成19年4月26日付け19生研東第18号。以下「中止等実施要領」という。）（※2）が適用されます。

各研究機関においては、管理・監査ガイドライン及び中止等実施要領に沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

（※1）管理・監査ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

（※2）中止等実施要領については、以下のリンクをご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei\\_taiou/index.html](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/fusei_taiou/index.html)

### **(2) 不正使用等が行われた場合の措置**

本プログラム及び生研支援センターの他の事業並びに農林水産省その他の府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本プログラ

ムに係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者
  - ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間
  - イ ア以外による場合
    - a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
    - b a及びc以外の場合：2～4年間
    - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ上限2年間、下限1年間
- ④ 農林水産省その他の府省の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反※した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務に違反の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

本プログラムにおいて研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を農林水産省に提供します。また、農林水産省から競争的資金等を所管する他の府省へ当該情報を提供することにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、翌年度以降の間接経費措置額を一定割合減額する等の措置を行うことがあります。

なお、生研支援センターが公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」に準じて対応します。「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」については、以下のリンクをご覧ください。

[http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei\\_sanka\\_taiou.pdf](http://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/kenkyuhusei_sanka_taiou.pdf)

### （3）虚偽の申請に対する対応

本プログラムにかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、試験研究

計画に関する委託契約の一部又は全部を取り消し、委託費の一部又は全部の返還、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本プログラムから資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、(2)の不正使用等を行った場合と同様の措置を採りません。

#### (4) 研究活動における不正行為への対応について

本プログラムで実施する研究活動には、農林水産省が策定した「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。※)及び中止等実施要領が適用されます。

各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、委託契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります。(研究倫理教育を実施していない研究機関は本プログラムに参加することはできません)。また、研究活動の不正行為(発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用)に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

※ 不正行為ガイドラインについては、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

#### (5) 不正行為が行われた場合の措置

不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、不正行為に関与したと認定された者及び不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本プログラムをはじめとする生研支援センターの研究資金等への申請を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2～10年間
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、不正行為と認定された年度の翌年度以降1～3年間

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、不正行為の内容等を公表するとともに、農林水産省に情報提供します。また、農林水産省から競争的資金を所管する他の府省へ当該情報を提供しますので、他の競争的資金等においても申請が制限される場合があります。

## (6) 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって農林水産省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

## (7) 研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為防止のための取組について

研究代表者は、応募に当たって生研支援センターのウェブサイトに掲載されている「事務担当者説明会動画（2020年度版）（※）」の「9 研究活動における不正行為防止のための対応」を必ずご覧のうえ、提案書様式別記様式5の「研究倫理に関する誓約書」を提出してください。

※ 事務担当者説明会動画（2020年度版）については、以下のリンクをご覧ください。

[http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common\\_form/index.html#yoshiki5](http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html#yoshiki5)

（動画は当該ウェブサイトの「3. その他関係規程及び取扱要領等」に掲載されています。）

### [問い合わせ受付窓口等]

生研支援センターでは、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究活動における不正行為に関する問い合わせ受付窓口を設置しています。

（研究管理部 研究管理課 研究公正室）

電話：044-276-8487

FAX：044-276-9143

メール：kenkyuhusei@ml.affrc.go.jp

※研究費の適切な使用に向けた決意表明（別紙5）もご確認ください。

## 1.3 情報管理の適正化

### (1) 本プログラムの実施体制

本プログラムの実施に当たって、以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に生研支援センターと協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

## (2) 情報保全

本プログラムに係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（生研支援センターの業務に係る情報であって公になっていないもののうち、生研支援センター職員以外の者への漏えいが農研機構の試験研究又は業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、別紙6「調達における情報セキュリティ基準（以下「本基準」という。）」及び別紙7「調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項（以下「特約条項」という。）」に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく生研支援センターに通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、生研支援センターが保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 生研支援センターの同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制
- ③ 生研支援センターが書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

## (3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準、公募要領及び特約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、(1)及び(2)の事項を踏まえて、提案書様式の別記様式3「情報管理実施体制について」を記載してください。

また、本基準の項目5から12については、契約締結時までにコンソーシアム規約若しくは社内規則に当該項目を規定してその写しを提出する又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、生研支援センターとの協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、御注意ください。

## 1.4 委託業務の実施に当たっての留意事項

### (1) 購入機器等の帰属及び管理

受託者（研究グループにより試験研究計画を実施する場合は、研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。）が委託契約に基づき「購入した機器類等の物品」の所有権は、委託研究の実施期間中は受託者に帰属します。受託者には、委託研究の実施期間中、善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理していただきます。

委託事業終了後の取扱いについては、別途、生研支援センターへの返還の要否をお知らせすることにしてあります。

また、購入した機器類等の物品については、本プログラムの購入機器である旨、管理簿に登録した上で、物品にシールを貼るなどして明示してください。

委託契約に基づいて製作した試作品については、試作品本体や看板等への標示により、本プログラムによって製作した旨を明記してください。

なお、農研機構に所属する研究機関が研究グループに参画する場合、当該研究機関に係る研究予算については別途予算措置をする予定であることから、当該研究機関が購入した機器等の帰属に係る手続きは、本公募要領に記載する内容にはよらない手続きを行うこととなります。

## (2) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

① 海外への技術漏洩への対処については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

（※）我が国の安全保障輸出管理制度は、①ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に許可が必要になる制度（リスト規制）と、②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成っています。

② 貨物の輸出だけではなく技術提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となり、事前の許可が必要です。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

③ 本プログラムを通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。委託契約締結時において、本プログラムにより輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。なお、同確認状況については、求めに応じて関係省庁に報告する場合があります。

④ 本プログラムを通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

安全保障貿易管理の詳細は、下記ウェブサイトをご覧ください。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )

・経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易センター  
<http://www.cistec.or.jp/>
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukannri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukannri03.pdf)

### （３）動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知）（※）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

（※）[http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html)

### （４）海外の遺伝資源の取得・利用等を含む研究に関する対応

海外遺伝資源の取得又は利用を含む研究については、生物多様性条約、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）、遺伝資源提供国の法令及び我が国の国内措置（ABS指針）（※）等に基づき、適正に実施していただく必要があります。

（※）<http://abs.env.go.jp/consideration.html>

### （５）農業者等からデータを受領・保管する際の取り決めについて

データは多くの場合、データそれ自体ではなく、加工・分析等を行い、利用することで初めて価値が創出されます。他方、データは容易に複製することができ、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものであることから、データにノウハウ等が含まれている場合、競合産地に流出してしまうという不安からデータの提供を躊躇することもありえます。

農林水産省では、知的財産である農業ノウハウの保護とデータの利活用促進の調和を図ることで、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」（令和2年3月 農林水産省。以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。）（※）を策定しています。本ガイドラインは、農業以外の産業向けの「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」（令和元年12月 経済産業省）と法的整合を図りつつ、農業分野の特殊性を踏まえ、データ・成果物等の利用権限や管理方法等について契約のひな形や考え方等を示しています。

受託者は、本プログラムで実施する研究活動において農業者等からデータを受領・保管する際には、農業AI・データ契約ガイドラインに準拠し取り決めておくべき事項について当該農業者等と合意を行っていただくこと（データの取得がスマート農機等の利用による場合には、そのシステムサービスの利用規約等が農業AI・データ契約ガイドラインの内容に沿っていること）が必要であり、その内容は実績報告の対象となります。農業者等との合意に関するチェックリスト（別紙8）をご参照ください。

農業者等以外からデータを受領・保管する場合は準拠の必要はありませんが、農業AI・データ契約ガイドラインも参考に、データ等の利用や適切な利益配分の他、農業者等



による事前の承諾無く目的外利用や第三者提供しないこと等について取り決めることを検討して下さい。

(※) 農業 AI・データ契約ガイドラインについては以下を参照。また、以下 URL 内に合意に係る契約のひな形も掲載されていますので適宜御活用ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

## (6) データマネジメントに関する対応

生研支援センターから、研究事業の目的、対象等を踏まえ、データマネジメントに係る基本的な方針（以下「データ方針」という。）をお示しします。（別紙9を参照）

示された「データ方針」に基づき、委託契約書の締結までに、研究開発データの管理についてデータマネジメントプランを作成していただきます（受託者がコンソーシアムである場合は、コンソーシアムの構成員間でその取扱いについて合意した上でデータマネジメントプランを作成してください。）。契約締結後、当該データマネジメントプランに従って、研究開発データの管理を行っていただきます。

応募者は、データ方針を踏まえて提案書様式の別記様式6のデータマネジメント企画書を記載してください。

## (7) 若手研究者の自発的な研究活動の支援

「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）が策定されたことを踏まえ、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成のため、本プログラムにおいてプロジェクトの実施のために雇用される民間企業を除く研究機関に所属する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合、雇用されているプロジェクトから人件費を支出しつつ、当該プロジェクトに従事するエフォートの一部を自発的な研究活動等に充当することを可能とします。研究代表者は若手研究者の自発的な研究活動等を積極的に支援していただきます。所属研究機関において、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合は、当該プロジェクト計画等に記載していただきます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」（令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター）の「14. 若手研究者の自発的な研究活動」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf)

## (8) エフォート管理の統一

各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じております。このため、統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されております。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進します。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「15. エフォート管理」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf)

#### **(9) 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)**

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、これまで一部の競争的研究費制度で可能とされてきましたが、「複数の研究費制度による共用設備の購入について(合算使用)」(令和2年3月31日付け資金配分機関及び所管関係府省申合せ)により、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により各制度の目的に則した共用設備を購入することを可能とする研究費制度が拡大されたところです。

本プログラムにおいても、研究機関(研究者)が資金配分機関における競争的研究費の複数制度で共同して利用する設備を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とします。

なお、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学等(国立大学法人、大学利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校)、国立研究開発法人、地方公共団体及び公益法人を対象とします。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「4. 委託費により取得した物品の取扱いの(9) 複数の研究費制度による共用設備の購入(合算使用)」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf)

#### **(10) 競争的研究費の直接経費から研究代表者等(P I)の人件費の支出**

統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)においては、競争的研究費の直接経費から研究代表者及び研究実施責任者(以下「P I」という。)本人の人件費の支出を可能にし、研究機関の裁量により、研究者支援に活用可能な経費を拡大することが提言され、研究機関において適切に執行される体制の構築を前提として、研究活動に従事するエフォートに応じ、P I本人の希望により、直接経費から人件費を支出することを可能としました。これにより研究機関は、P Iの人件費として支出していた財源を、P I自身の処遇改善や、研究に集中できる環境整備等によるP Iの研究パフォーマンス向上、多様かつ優秀な人材の確保等を通じた機関の研究力強化に資する取組に活用することができ、研究者及び研究機関双方の研究力の向上が期待されます。

その際、各研究機関におけるガバナンスの強化や、意欲ある若手をはじめ優秀な研究者を厚遇する人事給与マネジメントの改善等と一体的に実施されることで、一定の新陳代謝を維持しつつ優れた研究者が活躍できる好循環の実現により、研究成果の持続化・最大化が期待されます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「16. 競争的研究費の直接経費から研究代表者の人件費の支出について」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf)

#### **(11) 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)**

優れた研究成果の創出に当たっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向であり、研究に従事できる時間の確保が急務です。

統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)においては、我が国の研究力向上に向け、研究者の研究時間の確保のための制度改善を行うよう方向性が示されています。

このため、競争的研究費の直接経費の用途を拡大し、PI本人の希望により研究機関と合意をすることで、その者が担っている業務のうち研究以外の業務(講義等の教育活動等やそれに付随する事務等。なお、「研究」には、当該競争的研究費により実施される研究以外の研究も含む。)の代行に係る経費の支出を可能とする制度(「バイアウト制度」)を導入することとします。これにより、研究プロジェクトに専念できる時間の拡充が可能となり、当該研究プロジェクトの一層の進展が期待されます。

詳しくは、下記リンク「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」(令和3年4月生物系特定産業技術研究支援センター)の「17. 競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」をご覧ください。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP\\_ver1.1.pdf](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/R03SOP_ver1.1.pdf)

#### **(12) 競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について**

生研支援センターでは、科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)における推進方策を踏まえ、博士課程(後期)学生をRA(リサーチアシスタント)として雇用し、その際の給与水準について、経済的支援を充実すべく、博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当程度と受給できることを推奨します。

研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

### **15 その他の留意事項**

#### **(1) 利益相反・責務相反に関する規定の整備**

応募者においては「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)(※)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備が重要です。

このため、応募者の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するため、必要に応じて応募者に照会を行うことがあります。

(※) [https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity\\_housin.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf)

## (2) 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）(※)に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

(※) [https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

## 16 問合せ先

本件に関する問合せは、応募の締切りまでの間、以下において受け付けます。なお、審査経過、他の提案者に関する事項、応募に当たり特定の者にのみ有利となる事項等にはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、質問及び回答の内容を生研支援センターのウェブサイトにて公開させていただきますので、御承知おきください。

### ○ 公募全般に関するお問い合わせ

事業推進部スタートアップ支援課 担当：山木、遠藤

E-mail : [brain-stupweb@ml.affrc.go.jp](mailto:brain-stupweb@ml.affrc.go.jp)

### ○ 契約事務について

研究管理部研究管理課 担当：上北、廣瀬

E-mail : [brain-jimu@ml.affrc.go.jp](mailto:brain-jimu@ml.affrc.go.jp)

(注意) 現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、在宅勤務を行っております。このため、電話での対応を一時的に中止しておりますので、お問い合わせはメールでお願いいたします。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ○ e-Rad について

e-Rad ヘルプデスク

TEL : 0570-066-877

03-6631-0622 (直通)

「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」ポータルサイトの「ヘルプデスク お問い合わせ」も御確認ください。 (<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)